表 7−5 特定事業場の排出水量規模別内訳

区分		全特定事業場数	排水量規模 ①1日当たりの平均排水量50㎥以上の事業場数	排水量規模 ②うち有害物質使用特定事業場	排水量規模 ③1日当たりの平均排水量50㎥未満の事業場数	排水量規模 ④うち有害物質使用特定事業場	水質汚濁防止法第5条第3項（②、④以外の有害物質使用特定事業場）	有害物質貯蔵指定事業場（うち有害物質貯蔵指定施設のみ）
令和4年3月末現在(A)		256,209 (5)	30,018	3,472 (2)	222,316	10,193 (3)	3,875	3,962 (456)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	253,164 (5)	27,197	2,945 (2)	222,092	10,164 (3)	3,875	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,045	2,821	527	224	29		
令和3年3月末現在(B)		257,806 (5)	30,551	3,642 (2)	223,444	10,503 (3)	3,811	3,873 (444)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	254,658 (5)	27,627	3,105 (2)	223,220	10,475 (3)	3,811	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,148	2,924	537	224	28		
対前年比(A/B)		(99%)	(98%)	(95%)	(99%)	(97%)	(102%)	(102%)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	(99%)	(98%)	(95%)	(99%)	(97%)	(102%)	
	瀬戸内海法上の特定事業場	(97%)	(96%)	(98%)	(100%)	(104%)		

注）1. 水質汚濁防止法上の特定事業場数は全国を対象としている。
2. （ %）内の数値は全特定事業場に対する構成比である。
3. 数字下の（ ）内の数値は特定地下浸透水の浸透に係わるもので内数である。
4. 水質汚濁防止法第５条３項の有害物質使用特定事業場、及び、有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年６月から新たに規制対象に追加。
5. 有害物質貯蔵指定施設のみの事業場には、瀬戸内海法上の特定事業場に有害物質貯蔵指定施設が設置されている事業場も含まれる。

出典：「令和３年度　水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和５年３月）